

地域包括支援センターの機能強化について

「基幹型センター」及び「機能強化型センター」について

- センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターを位置づけることができる。【基幹型センター】
 - また、権利擁護業務(虐待事例の対応等)や認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他のセンター業務を支援できる機能を持つセンターを位置づけることができる。【機能強化型センター】
- ※あくまで地域包括支援センターの一類型であるため、必要な設置基準を満たす必要がある。
- ※「基幹型センター」と「機能強化型センター」は明確に区別されるものではなく、地域の実情に応じて両方の機能を有するセンターを設置することもありうる。

＜基幹型センター、機能強化型センターの設置のイメージ＞

基幹型センター等が個別の担当圏域を持つ、甲市の場合

ポイント

自らが担当する「圏域②」における

- ・包括的支援事業と
- ・指定介護予防支援(及び第1号介護予防支援)を実施しながら、

圏域①及び③のセンターの後方支援等を行う。



基幹型センター等が個別の担当圏域を持たない、乙市の場合

ポイント2

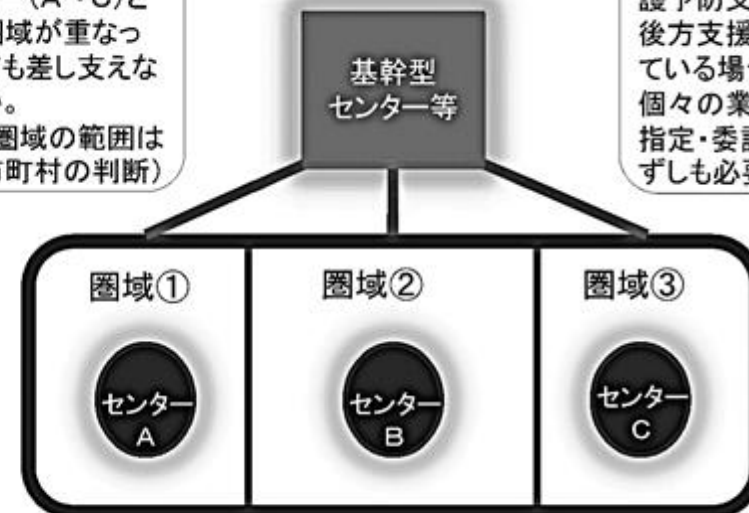
後方支援を行うことから、センター(A~C)と圏域が重なっても差し支えない。
(圏域の範囲は市町村の判断)

ポイント1

センター(A~C)が全ての圏域をカバー

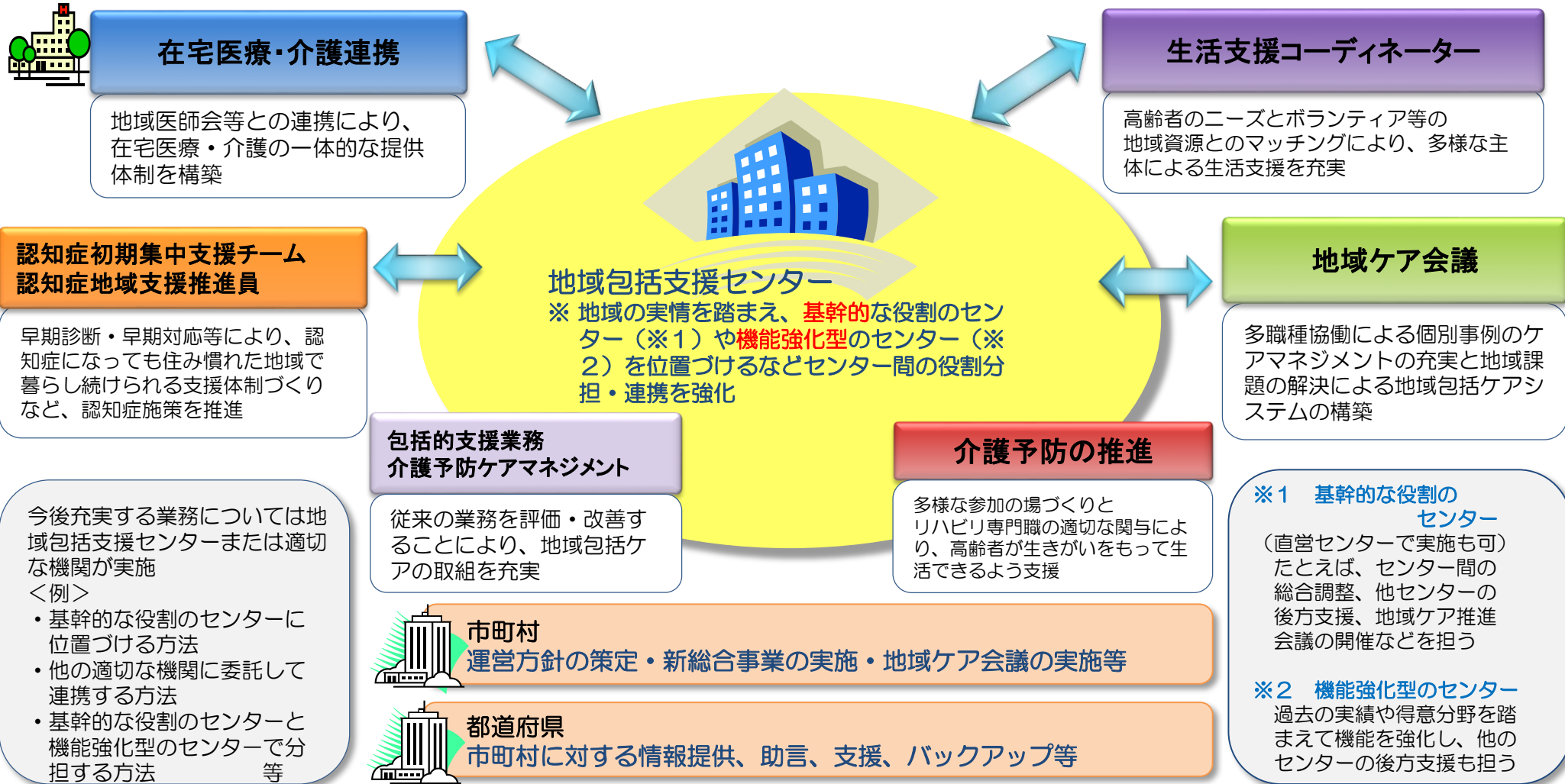
ポイント3

指定介護予防支援や第1号介護予防支援の後方支援を行っている場合、個々の業務の指定・委託は必ずしも必要ない。



地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



春日井市の包括的支援事業の取組イメージ

